「生活を守る」プロジェクトチームの設置について

令和2年4月14日

1. 設置の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中で、外出自粛、休業など様々な生活上の困難が増していくことが予想されることから、国民の「生活を守る」ため、

- 生活を守るための各種施策を国民にわかりやすく周知すること
- 当面又は今後に想定される生活上の課題を把握し、対応すること

について、検討するため、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する 厚生労働省対策推進本部」にプロジェクトチームを設置する。

2. 検討項目

- (1) 国民の生活を守るための施策が、地域の中で困っている方々や子どもたちなど 行政等に対し声を上げづらい方々に対しても行き渡るような、周知・情報提供
- (2) 現場からのヒアリング等も踏まえた現状把握
- (3)(2)を踏まえ、今後起こり得る課題への対応の検討

3. 構成員

プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。ただし、主査が必要である と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

主查 稲津厚生労働副大臣

主査代理 橋本厚生労働副大臣

副主查 小島厚生労働大臣政務官、自見厚生労働大臣政務官

構成員 関係部局長(別紙)

4. 運営

- (1) プロジェクトチームの庶務は、関係部局の協力を得て、政策統括官(総合政策 担当)付政策統括室において処理する。
- (2) 前各項に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。

「生活を守る」プロジェクトチーム 構成員

生活衛生・食品安全審議官

労働基準局長

職業安定局長

雇用環境 • 均等局長

子ども家庭局長

社会•援護局長

障害保健福祉部長

老健局長

保険局長

年金局長

人材開発統括官

政策統括官 (総合政策担当)